

大 財 第 9 号

平成 29 年 5 月 16 日

大阪市会議長 木 下 誠 様

大阪市長 吉 村 洋 文

議案第 67 号大阪府・大阪市特別区設置協議会の設置に関する協議
についての一部修正の承諾を求めることについて

平成 29 年 2 月 24 日に提出した議案第 67 号大阪府・大阪市特別区設置協議会の設置に関する協議についての一部を次のように修正いたしたいので、大阪市会会議規則第 11 条の規定により、貴会のご承諾を願いたい。

記

議案中「大阪府・大阪市特別区設置協議会の設置」を「大都市制度（特別区設置）協議会の設置」に、「大阪府・大阪市特別区設置協議会を設置する」を「大都市制度（特別区設置）協議会を設置する」に、「大阪府・大阪市特別区設置協議会規約案」を「大都市制度（特別区設置）協議会規約案」に改める。

第 2 条中「大阪府・大阪市特別区設置協議会」を「大都市制度（特別区設置）協議会」に改める。

第 3 条に次の 1 項を加える。

- 2 協議会は、前項各号に掲げる事務を遂行するために必要な範囲内において、総合区の検討の状況に関し、報告を求め、協議を行うことができる。

第 5 条中第 3 項を次のように改める。

- 3 会長は、協議会の事務を掌理し、協議会を代表する。

第 5 条中第 6 項を第 8 項とし、第 5 項の次に次の 2 項を加える。

- 6 過半数の委員は、大阪府知事及び大阪市長に対し、会長の解任について申入れをすることができる。

- 7 大阪府知事及び大阪市長は、前項の申入れがあつたときは、委員の意見を聴いて、会長を解任することができる。

第 6 条中第 7 項を第 8 項とし、第 3 項から第 6 項までを 1 項ずつ繰り下げ、同条第 2 項中「第 3 条第 2 号」を「第 3 条第 1 項第 2 号」に改め、同項を同条

第3項とし、同条中第1項の次に次の1項を加える。

2 過半数の委員から協議会の会議の招集の請求があるときは、会長は、これを招集しなければならない。

第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条を第10条とする。

第8条第1項中「第6条第5項」を「第6条第6項」に改め、同条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(代表者会議)

第7条 協議会を円滑に運営するため、協議会に代表者会議を置く。

2 代表者会議の議事その他代表者会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則中「平成29年4月1日」を「大阪府の議会及び大阪市の議会のうち最後に議決した議会の議決の日」に改める。

理 由

本議案が付託されている財政総務委員会での審議状況及び大阪府議会での審議状況を踏まえ、協議会の担任する事務として特別区の設置に関し必要な範囲内において総合区についての協議等ができる旨を定め、あわせて協議会の名称を変更し、委員による会長の解任の申入れ及び委員による会議招集請求並びに代表者会議の設置に関して定めるとともに、施行期日等の所要の規定整備を行うため。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は修正

大阪府・大阪市特別区設置協議会の設置に関する協議について
大都市制度（特別区設置）協議会

大阪府・大阪市特別区設置協議会を設置するため、次の規約案により協議する。
大都市制度（特別区設置）協議会

大阪府・大阪市特別区設置協議会規約案（抄）
大都市制度（特別区設置）協議会

(名称)

第2条 前条の特別区設置協議会は、大阪府・大阪市特別区設置協議会（以下「協議
大都市制度（特別区設置）協議会
会」という。）という。

(協議会の担任する事務)

第3条 省 略

2 協議会は、前項各号に掲げる事務を遂行するために必要な範囲内において、総合
区の検討の状況に関し、報告を求め、協議を行うことができる。

(組織)

第5条 省 略

2 省 略

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
協議会の事務を掌理し、協議会を代表する。

4－5 省略

6 過半数の委員は、大阪府知事及び大阪市長に対し、会長の解任について申入れを
することができる。

7 大阪府知事及び大阪市長は、前項の申入れがあったときは、委員の意見を聴いて、
会長を解任することができる。

6 省 略

8

(会議)

第6条 省 略

2 過半数の委員から協議会の会議の招集の請求があるときは、会長は、これを招集
しなければならない。

2 第3条 第2号に掲げる事務及び第4条第8号に掲げる事項は、会長が協議

3 第3条第1項

会の会議に諮って定める。

3-7 省 略

4 8

(代表者会議)

第7条 協議会を円滑に運営するため、協議会に代表者会議を置く。

2 代表者会議の議事その他代表者会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(費用弁償)

第7条 省 略

第8条

(学識経験者等への謝金等)

第8条 学識経験者等は、第6条第5項の規定により協議会に出席したときは、謝金

第9条 第6項

及び実費弁償を受けることができる。

2 省 略

第9条 第11条 省 略

第10条 第12条

附 則

この規約は、平成 29 年 4 月 1 日

大阪府の議会及び大阪市の議会のうち最後に議決した議会の議決の日から施行する。